

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(現行相当)

【色分けルール】水色→新設/黄色又は赤字→変更/灰色→廃止

令和8年6月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建築物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算	50単位加算	50		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I1	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)イ	所定単位数の270/1000加算		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算I2		(2)介護職員処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の287/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算II1		(3)介護職員処遇改善加算(II)イ	所定単位数の249/1000加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算II2		(4)介護職員処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の266/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算III		(5)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の207/1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算IV		(6)介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位数の170/1000加算		

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、訪問型サービス(緩和した基準)のコードと同じです。